

上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター制度要綱

(目的)

第1条 SDGs・ゼロカーボンに関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する個人または団体等を SDGs・ゼロカーボンマスター（以下「マスター」という。）として認定し、マスターとしての行動の情報を発信する等、SDGs・ゼロカーボンの普及啓発の推進を図ることを目的とする。

(設置主体)

第2条 マスター制度の設置主体は、上士幌町とする。

(認定要件)

第3条 町長は、次に掲げる要件をすべて満たし、第5条第2項に定める選考によって、マスターに適すると判断した個人又は団体等をマスターとして認定する。（以下「認定者」という。）

- (1) 町内に居住しているか否かに関わらず、町内で SDGs・ゼロカーボンの達成に向けて行動している者。
- (2) 町の SDGs・ゼロカーボン推進の目的及び本要綱の趣旨を理解し、賛同する者。
- (3) SDGs・ゼロカーボンに関する優れた知識、技術、技能及び経験を有し、SDGs・ゼロカーボンの普及啓発に進んで協力する意思のある者。
- (4) 法令違反をしていない者。
- (5) 政治・宗教活動を目的としない者。

2 マスターは年齢等の条件により下表のとおり分類する。

分類	条件
マスター	・ 高校生以上 70 歳未満の個人 ・ 高校生以上を主な構成員とする団体等 (※) ※企業、公的・教育機関、施設、町内会、サークル、有志活動、課単位等形態は問わない。
キッズ・ジュニアマスター	・ 小学生又は中学生の個人 ・ 小学生又は中学生を主な構成員とする団体等 (※) ※グループ、クラス、学年、クラブ活動、スポーツ少年団等形態は問わない。
グラウンドマスター	・ 70 歳以上の個人

(認定者の活動内容)

第4条 認定者は、SDGs・ゼロカーボンに関する得意分野を活かした、次に掲げる普及啓発活動等を行わなければならない。

- (1) マスター向け講習会への参加
 - (2) 活動の普及促進や自己啓発
- 2 認定者は、必要に応じて次に掲げる普及啓発活動等を行う。
- (1) 町内のイベントや行事、学校の全校集会等における取組報告
 - (2) 町内で実施する出前授業及び出前講座への講師としての登壇等
 - (3) その他のSDGs・ゼロカーボンの普及促進に関する活動

(認定の手続き)

- 第5条 認定を希望する者は、町長が別に定める認定期間内に上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター認定申請書（別記様式第1号）を町長に提出する。
- 2 町長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を選考し、その適否について認定を希望する者に通知する。
- 3 町は、前項により決定した認定者については、上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター認定者名簿（以下「認定者名簿」という。）を作成し管理する。

(認定の有効期間)

- 第6条 認定の有効期間は、認定された年度を含む3年目の年度末までとする。

(認定の更新)

- 第7条 町長は、上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター認定申請書（別記様式第1号）により、認定者の意思を確認の上、認定を更新することができる。
- 2 更新に当たっては、第3条の規定を準用する。
- 3 更新を辞退する場合は、上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター辞退届（別記様式第2号）を提出する。

(認定の変更)

- 第8条 認定者は、活動内容に変更が生じたときは、速やかに上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター認定申請書（別記様式第1号）により町長に届け出なければならない。
- 2 認定者は、氏名、住所及び連絡先等に変更が生じたときは、速やかに上士幌町 SDGs・ゼロカーボンマスター変更届（別記様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

- 第9条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは認定の取り消しを行う。
- (1) 認定者から申し出があったとき。
 - (2) 認定及び継続が不相当と認められるとき。
 - (3) 認定更新の意思が不明なとき。
 - (4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(活動報告)

第10条 認定者は、マスターとして活動する各年度の活動状況について、上士幌町SDGs・ゼロカーボンマスター活動報告書(別記様式第4号)により、町長が別に定める期限までに報告を行わなければならない。

(処遇等)

第11条 町長は、認定者に対して次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) マスターの認定を証する証書の授与等
- (2) SDGsポイント等特典の進呈
- (3) 町のホームページ、広報誌、SNS等による情報発信機会の提供
- (4) 町内のイベントにおける展示・実演ブース等の出店支援

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、マスター制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。